

公立大学法人広島市立大学役員規程

平成22年4月1日

規 程 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学定款（以下「定款」という。）第8条第1項に規定する役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 役員は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(理事の任期)

第3条 定款第12条第2項に規定する理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事長が欠員となったときの理事の任期の末日は、前項の規定にかかわらず、後任の理事長が任命される日の前日とする。

(服務)

第4条 役員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動を行ってはならない。

3 常勤の役員は、在任中、理事長にあっては市長、理事長以外の者にあっては理事長が認める場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利企業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(教育研究への従事)

第5条 常勤の役員は、職務に支障のない場合に限り、大学の教育研究に従事することができる。ただし、これに伴う給与は支給しない。

(報酬及び退職手当等)

第6条 役員の報酬及び退職手当等に関し必要な事項については、公立大学法人広島市立大学役員報酬規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第34号）及び公立大学法人広島市立大学役員退職手当規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第35号）の定めるところによる。

(出張及び旅費)

第7条 理事長は、職務上必要がある場合には、役員に出張を命ずることができる。

2 役員が出張を命ぜられた場合の旅費については、公立大学法人広島市立大学旅費規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第55号）の定めるところによる。

(理事の懲戒)

第8条 理事長は、理事がこの規程に違反する行為があると認めるときは、当該理事に対し懲戒処分を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、理事の懲戒に関し必要な事項は、公立大学法人広島市立大学職員懲戒規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第47号）の定めるところによる。

(弁明の機会の付与)

第9条 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項の規定により理事を解任しようとするときは、当該理事に弁明の機会を付与するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(理事の任期の特例)

2 この規程の施行の日以後、最初に任命される理事の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、3年とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。